

鹿児島労働局からのお知らせ

厚生労働省

鹿児島労働局

1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援
～最低賃金制度の適切な運営～

【最低賃金の改定】

(賃金室)

令和7年11月1日から、鹿児島県の最低賃金は昨年より73円アップし**時間額 1,026 円**となります。
最低賃金以上で雇用しているか、ご確認ください。



詳細は鹿児島労働局のウェブサイトへ https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kane/saitin01.html ご確認ください。

～事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援

【「賃上げ」支援助成金パッケージ】

(雇用環境・均等室)

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています。
生産性向上（設備・人への投資等）や、正規雇用と非正規雇用の間の公正な待遇の確保等を通じ、労働市場全体の賃上げを支援します。



詳細は厚生労働省のウェブサイトへ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package_00007.html ไซต์をご確認ください。

【業務改善助成金】

(雇用環境・均等室)

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

事業場内最低賃金
の引き上げ計画設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など業務改善助成金を支給
(最大600万円)

- 令和7年9月5日から制度拡充されました。

対象事業所を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金額未満まで」に拡充。また、最低賃金改定日の前日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引き上げ後の申請も可能（申請時に引き上げ後賃金を支払い済みであることが必要）。※最新の交付要綱・要領をご確認ください。

- 交付決定前の助成対象設備の導入は対象外です。申請期限は、申請事業場に適用される地域別最賃改定日の前日まで。

●業務改善助成金コールセンター
TEL : 0120-366-440
(受付時間 平日 9:00～17:00)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html

【鹿児島働き方改革推進支援センター】

(雇用環境・均等室)

中小企業の働き方改革の取組を広く支援するため、関連法等への対応をはじめ職務分析・職務評価（同一労働同一賃金の確認）のほか、助成金の活用等必要な情報やノウハウを広く提供し、中小企業等からの求めに応じた相談支援を無料で行います。さらに、地域の事業主団体などと連携を図り、出張相談会や企業向けのセミナーを開催し働き方改革の推進を図ります。



●お問い合わせ先

鹿児島働き方改革推進支援センター TEL : 0120-380-436

詳細はセンターのウェブサイトをご確認ください <https://hatarakikataikaiku.mhlw.go.jp/consultation/kagoshima/>

～非正規雇用労働者の処遇改善・正社員転換を行う企業への支援～

【年収の壁・支援強化パッケージ】

(雇用環境・均等室)

人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、「支援強化パッケージ」として、キャリアアップ助成金の「社会保険適用時処遇改善コース」、「正社員化コース」及び「短時間労働者労働時間延長支援コース」（令和7年7月1日新設）による支援を行っています。



ご相談は下記窓口のほか、鹿児島働き方改革推進支援センターでも受け付けています。

年収の壁突破・総合相談窓口

 **0120-030-045**

(フリーダイヤル・無料)

受付時間 平日 8:30～18:15
(土日・祝日・年末年始(12/29～1/3)はご利用いただけません。)

https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/jyoseikin/106man_careerup.html

2 人手不足対策

【求人者マイページ】

(職業安定課)

求人者マイページは、ハローワーク及びハローワークインターネットサービスを利用して、募集・選考活動に必要なサービスを提供するものです。

求人者マイページを開設すると、求人の申込み（仮登録）や求人内容の変更、求人・応募者の管理のほか、求職情報を検索したり、検索した求職者に求人者マイページから直接リクエストしたりすることができます。



詳細は厚生労働省のウェブサイトをご確認ください https://www.hellowork.mhlw.go.jp/enterprise/ent_possible.html

【雇用管理改善等コンサルタント】

(職業対策課)

労務管理の専門家の無料相談を受けてみませんか

ハローワークでは、事業主の雇用管理に関する相談援助を通じて、労働者にとって働きやすい職場づくりを支援しています。

「人材の確保や定着につとめたい」「離職者を減らしたい」

「快適な職場環境にしたい」 など

このようなお悩みに、労務管理に関する専門的な知識のあるコンサルタントが、個別相談やコンサルティングを行います。

●まずは事業所を管轄するハローワークへご相談ください。

詳細は鹿児島労働局ウェブサイト(リ <https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima->

ーフレット)をご確認ください。

[roudoukyoku/content/contents/2025-0521-2_4.pdf](https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/content/contents/2025-0521-2_4.pdf)



～雇用仲介事業者（職業紹介事業者、募集情報等提供事業者）への対応～

【民間人材サービスの利用にあたって】

(需給調整事業室)

採用した労働者について、「複数の職業紹介事業者から成功報酬(手数料)を請求された」「ハローワーク経由で採用した場合にも請求を受けた」、あるいは勧誘されてインターネット等の求人広告に無料掲載したところ、一定期間経過した後に自動で有料掲載に移行し、多額の利用料金を請求されたといったケースが発生しています。

このようなトラブルを防ぐため、労働者の採用記録(採用経路やどこの事業者から紹介を受け採用することになったか等)を残しておくことや、事前に広告料金の発生条件、掲載期間、無料掲載期間経過後の料金、解約方法等について書面で求め、契約内容をよく確認のうえ利用するよう注意してください。

●お問合せ先 需給調整事業室 TEL:099-803-7111

詳細は鹿児島労働局のHPをご確認 <https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima->

確認ください。

[roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudousha_haken/oshirase/2025-0917-1.html](https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudousha_haken/oshirase/2025-0917-1.html)



～高年齢者が活躍できる環境の整備～

【70歳までの就業機会の確保（努力義務）】

(職業対策課)

事業主は 65 歳までの雇用機会を確保する義務の履行に加え、70 歳までの就業機会を確保するよう努める必要があります。

**65歳までの雇用機会
の確保（義務）**



**70歳までの就業機会
の確保（努力義務）**

▶65歳までの雇用確保(義務)は、原則として「希望者全員」です。経過措置に基づく基準対象者に限定した継続雇用制度は、2025年3月31日をもって終了しています。

●お問合せ先 職業対策課 TEL:099-219-8712

詳細は厚生労働省のウェブサイトをご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kourei-sha/topics/tp120903-1_00001.html



【高齢者雇用に関する相談・援助】 高齢者が能力を発揮して働くことができる環境整備のために

(職業対策課)

厚生労働省所管の「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 鹿児島支部」では、高齢者雇用問題に精通した社会保険労務士等の専門的・実務的能力を有する 70 歳雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーが、企業の実情に即して、定年制度・継続雇用制度のご提案及び条件整備の取組を支援しています。



- お問合せ先 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構鹿児島支部
高齢・障害者業務課 TEL:099-813-0132

詳細は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のウェブサイト
https://www.jeed.go.jp/elderly/employer/advisary_services.html
トをご確認ください。

～障害者の就労促進～

【障害者の法定雇用率引き上げと除外率の引き下げについて】

(職業対策課)

令和 8 年 7 月 1 日から、障害者の法定雇用率が引き上げられます。

民間企業の法定雇用率 2. 5 % ⇒ **2. 7 %**
対象事業主の範囲 40. 0 人以上 ⇒ **37. 5 人以上**

▶ 障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年 6 月 1 日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るため「障害者雇用推進者」の選任(努力義務)。



令和 7 年 4 月 1 日から除外率が引き下げられました。

▶ 除外率(障害者の就業が一般的に困難と認められる業種について適用される制度)が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ 10 ポイント引き下げられました。

詳細は厚生労働省のウェブサイトをご確認ください。 <https://www.mhlw.go.jp/content/001064502.pdf>

～外国人労働者の適正な雇用管理の推進等～

【外国人雇用管理アドバイザー】

(職業対策課)

▶ 外国人の雇用についてお悩みではありませんか

「外国人雇用について、どのような点を考慮したらよい？」
「労働契約、福利厚生、退職・解雇時の注意点は何か？」
「今のやり方で問題ないだろうか…」 など

外国人労働者の雇用管理の改善や職業生活上の問題などについて、専門的な知識や経験を有するアドバイザーが、事業所の実態に応じた相談・援助を行います。



- 相談は無料です。まずは事業所を管轄するハローワークへご相談ください。

詳細は厚生労働省ウェブサイト(外国人を雇用する事業主への支援策)をご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page11_00027.html

【公正採用選考人権啓発推進員の設置基準の変更】

(職業安定課)

事業主が、同和問題などの人権問題について正しい理解と認識のもとに、公正な採用選考を行っていただくため、一定規模以上の事業所等に「公正採用選考人権啓発推進員」を選任していただいております。推進員制度の一層の普及を図るため、令和7年7月1日から推進員設置対象事業所の規模を、常時使用する従業員が「80人以上である事業所」から「50人以上である事業所」に改めることとなりました。

届出などの詳細については、管轄のハローワークへお問い合わせください。

詳細は鹿児島労働局の <https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima->

HP をご確認ください。 [roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_shoukai/2021-0212-2.html](https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_shoukai/2021-0212-2.html)



3 リ・スキリングによる能力向上支援

【雇用保険の「教育訓練休暇給付金」が創設されました】

(職業安定課)

令和7年10月から雇用保険の一般被保険者が、在職中に職業に関する教育訓練を受けるための無給の休暇を就業規則等に基づき取得した場合、一定の要件を満たすことで、休暇期間中に雇用保険の基本手当に相当する給付を受けることができる教育訓練休暇給付金が創設されました。

本給付金の利用に当たっては、事業主の皆様におかれましても、教育訓練休暇制度を就業規則または労働協約等に規定し、従業員への周知を行っていただくことや、教育訓練休暇開始時の賃金の支払状況や出勤状況等について、賃金月額証明書を作成し、管轄のハローワークへの届出等が必要となります。

注意事項もございますので、「教育訓練休暇給付金のご案内」(パンフレット) 及び厚生労働省ホームページをご確認ください。

詳細は厚生労働省のウェブサイトをご https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koyouhoken/kyukakyufukin.html 確認ください。



【企業におけるキャリア支援のサポート】

(訓練課)

それぞれの企業が抱える課題に応じて、キャリアに関するセミナーやキャリアコンサルティングを 無料で実施しています。

まだキャリア支援の仕組みを導入していない企業でも、ご相談から始めていただけます。

また、従業員のキャリア支援に役立つ「セルフ・キャリアドック」の導入支援や、リスキリング推進に活用できる助成金のご案内も行っています。

「若手が定着しない」「中堅社員のモチベーションが下がっている」
そんな課題に、“キャリアの視点”でアプローチしてみませんか？
人材育成の体制づくりを、無料でサポートいたします。

●お問合せ先

鹿児島キャリア形成・リスキリング支援センター TEL:099-248-9339

詳細は公式 HP をご確認ください。

<https://carigaku.mhlw.go.jp/corp/>

県内企業活用例はこちら

<https://carigaku.mhlw.go.jp/koujireipost/134550/>

<https://carigaku.mhlw.go.jp/koujireipost/134970/>



① 公式 HP



② 活用例 1



③ 活用例 2

～労働移動の円滑化～

【特定求職者雇用開発助成金の支給申請には賃金台帳の提出が必須です】

(職業対策課)

特定求職者雇用開発助成金の支給申請をする際には、添付書類として賃金台帳の提出が必要です。令和 8 年 4 月以降の申請分からは、賃金台帳の提出が確認できない場合(賃金台帳の記載項目が不足している場合を含む)は不支給となりますのでご注意ください。

適正かつ速やかな審査のため、ご理解とご協力をお願いします。



●賃金台帳とは

- ・労働基準法第 108 条で定められた法定帳簿
- ・労働者の最後の賃金を記入した日から 5 年間保存
- ・記載項目
 - 氏名 ○賃金計算期間 ○労働日数 ○労働時間数
 - 時間外労働の労働時間数 ○休日労働・深夜労働の労働時間数
 - 基本給や手当等の種類とその金額 等

賃金台帳の様式例は厚生労働省の HP をご <https://www.mhlw.go.jp/content/001517598.pdf> 確認ください。

4 女性の活躍推進等誰もが活躍できる職場づくり ～男女間賃金差異に係る情報公表を契機とした女性活躍推進に向けた取組促進～

【「女性の活躍推進企業データベース」の活用】

(雇用環境・均等室)

男女間の賃金差異の要因分析と雇用管理改善及びより一層の女性の活躍推進を図るため、常時雇用する労働者数 301 人以上の事業主は男女の賃金差異に係る状況を公表することが義務付けられています。また、女性活躍推進法における管理職の定義に基づき適切な情報公開をお願いします。これらの情報公開については、「女性の活躍推進企業データベース」を積極的にご活用ください。



詳細はウェブサイトをご確認ください。

<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

～マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援の実施～

【マザーズハローワーク LINE の開設】

(職業安定課)

令和 7 年秋より、マザーズハローワーク鹿児島では子育て世帯の方々の就職支援に役立つ情報を発信する LINE を開設します。

年収の壁や扶養認定、保育園申し込み方法の解説等マザーズハローワークが実施するセミナー情報を受け取り、LINE 画面からお申込が出来るようになります。また、求人検索や求職者マイページへのログインも可能です。

また、鹿児島に加え、川内・鹿屋・国分の各マザーズハローワークも LINE を開設し各地域の情報発信を行って行きます。

マザーズハローワークかごしま

公式マスコットキャラクター

ウィズ & ユウ



詳細はマザーズハローワークかごしまのウェブサイトをご確認ください。10P <https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/roudoukyoku/hw/plaza.html>

～総合的なハラスメントの防止～

【職場におけるハラスメント等に関する雇用管理上の防止措置義務】～あかるい職場応援団～

(雇用環境・均等室)

ハラスメントの防止、相談を受けたときの対応、社内研修・周知等の措置を講じなければなりません。「あかるい職場応援団」のサイトに動画や他の企業の取組事例も参考に、取組んでください(職場の研修資料としても活用になれます。)



- パワーハラスメント
- マタニティハラスメント
- セクシュアルハラスメント
- カスタマーハラスメント
- 就活ハラスメント

詳細はウェブサイトをご確認ください。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp>

～仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進～

【育児・介護休業法と次世代法が改正されました】

(雇用環境・均等室)

男女労働者が仕事と育児・介護を両立できる職場づくりをすすめるため、子どもの年齢に応じた柔軟な働き方のための措置、仕事と介護の両立支援制度などが拡充されました。令和7年10月1日に全面施行されました。

次世代法の有効期限が10年間延長されるとともに、101人以上の事業主は行動計画に①男性労働者の育児休業取得②時間外・休日労働に関する数値目標の両方を設定することが義務付けられました。



詳細は厚生労働省のHPをご確認 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html> ください。10P

【両立支援等助成金】

(雇用環境・均等室)

仕事と育児・介護等が両立できる“職場環境づくり”のために、以下の取組を支援します!!

- | | | |
|---------------|-----|--------------------------|
| 男性の育児休業取得促進 | >>> | 1 出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金) |
| 仕事と介護の両立支援 | >>> | 2 介護離職防止支援コース |
| 円滑な育児休業取得支援 | >>> | 3 育児休業等支援コース |
| 業務代替者への手当支給等 | >>> | 4 育休中等業務代替支援コース |
| 育児期の柔軟な働き方整備 | >>> | 5 柔軟な働き方選択制度等支援コース |
| 仕事と不妊治療等の両立支援 | >>> | 6 不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース |



支給申請のための要件や必要書類、申請期間等、コースにより異なります。詳細は厚生労働省のサイトをご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

【働き方改革推進支援助成金】

(雇用環境・均等室)

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対して助成するものであり、中小企業における労働時間の設定の改善の促進を目的とした助成制度です。

➤ 業種別課題対応コース

時間外労働の上限規制の適用に対応するため、対象業種等（建設業、自動車運転の業務、医業に従事する医師、砂糖製造業（鹿児島県・沖縄県に限る）、情報通信業、宿泊業）であって労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を助成



➤ 労働時間短縮・年休促進支援コース

労働時間の削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を助成

➤ 勤務間インターバル導入コース

勤務間インターバルを導入する中小企業事業主を助成

➤ 団体推進コース

傘下企業の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引上げに取り組む事業主団体を助成

●お問い合わせ先 雇用環境・均等室 TEL : 099-223-8239

詳細は厚生労働省の HP をご確認ください [https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-](https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/hatarakikata/2016-0909-5.html)

ください。10P

[roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/hatarakikata/2016-0909-5.html](https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/hatarakikata/2016-0909-5.html)

【企業の人材確保・定着に役立つ「3つの認定制度」】

〇えるぼし認定制度 <女性活躍推進> (雇用環境・均等室)

「女性活躍推進法」に基づく認定制度。

一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍促進のための取組の実施状況が優良な企業を厚生労働大臣が「えるぼし認定企業」や「プラチナえるぼし認定企業」として認定します。

厚生労働省サイト <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>



〇くるみん認定制度 <子育てサポート> (雇用環境・均等室)

「次世代育成支援対策推進法」に基づく認定制度。

一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業をめた目標を達成し、一定の基準を満たした企業を厚生労働大臣が「くるみん認定企業」や「プラチナくるみん認定企業」、「トライくるみん認定企業」として認定します。不妊治療と仕事との両立支援に取り組む企業を認定する「プラス」認定を受けて求職者へのアピールにお役立てください。

厚生労働省サイト https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11367.html



〇ユースエール認定制度 <若者の採用・育成> (訓練課)

「若者雇用促進法」に基づく認定制度。

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定します。

厚生労働省サイト <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000100266.html>



～フリーランスの就業環境の整備～

【フリーランスの就業環境の整備】

(雇用環境・均等室)

フリーランスに業務委託をする事業者は、フリーランス・事業者間取引適正化等法に基づき、フリーランスの募集に関する情報を的確に表示すること、ハラスメント防止体制の整備などに取組むことが義務付けられています。

インターネットなどを通じて広くフリーランスを募集するときは、①氏名（名称）②住所③連絡先④業務の内容⑤業務に従事する場所⑥報酬の6情報を必ず募集情報に記載する必要があります。

詳細は厚生労働省のHPをご確認ください https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html



5 安全で健康に働くことができる環境づくり ～長時間労働の抑制～

【長時間労働の抑制】

(監督課)

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、監督指導を引き続き実施いたします。

また、過労死等の防止について、ご理解とご対応をお願いします。

詳細は厚生労働省のウェブサイトをご確認ください <https://www.mhlw.go.jp/kinkyu/151106.html>



【時間外労働の上限規制適用開始に向けた取組】

(監督課)

時間外労働の上限規制については、厚生労働省のウェブサイトや時間外労働の上限規制特設サイト「はたらきかたススめ」で必要な取組をご確認いただき、監督署における「労働時間相談・支援班」や鹿児島働き方改革推進支援センターにおける窓口相談やコンサルティング、セミナー等の支援を活用し、時間外労働の上限規制への定着に向けて、ご対応願います。

詳細は厚生労働省のウェブサイトをご確認ください https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/01.html



【鹿児島県医療勤務環境改善支援センター】

(雇用環境・均等室)

医療機関における医療従事者の勤務環境改善に関する支援を無料で行っています。

●お問い合わせ先

鹿児島県医療勤務環境改善支援センターTEL : 099-813-7731

詳細はウェブサイトをご確認ください。 <https://www.kagoshima-medsc.jp/>



～労働条件の確保・改善対策～

【労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」から電子申請ができるようになりました】

(監督課)

厚生労働省は、労働条件に関する総合サイトの労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」(以下「ポータルサイト」といいます。)により、働いている方と事業者・労務管理担当者のそれぞれの視点で役立つ情報を提供しています。

今般、ポータルサイトの事業者向けサイト内にある、1年変形協定届及び36協定届に係る「作成支援ツール」を改修し、新たにe-Govとの連携による電子申請機能を設け、名称を「電子申請様式作成支援ツール」に改めております。ポータルサイトを使うと**新たな4つの機能で電子申請が便利になります。**

- 1 内容の異なる協定等の一括届出機能
- 2 本社一括届出のCSVファイル自動作成機能
- 3 届出先の労働基準監督署の自動選択機能
- 4 次回届出時のリマインド・複写機能

詳細は厚生労働省のHPをご確認 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html> ください。



～第14次労働災害防止計画を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備～

【鹿児島労働局 第14次労働災害防止計画】

(健康安全課)

鹿児島局第14次労働災害防止計画(令和5年度～令和9年度)では、死亡災害を毎年10人以下とし、死傷災害数を毎年減少させることを目標として、8つの重点対策に取り組み、当該取組の進捗状況を確認するための指標(アウトプット指標)及び達成目標(アウトカム指標)を定めて、労働災害防止対策を展開しています。

詳細は、鹿児島労働局のウェブサイト https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen/2013-0417-2.html をご確認ください。



～高齢労働者の労働災害防止対策の推進～

【高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン】
(通称:エイジフレンドリーガイドライン)

(健康安全課)

労働災害による休業4日以上死傷者数のうち、60歳以上の労働者が占める割合は、近年増加傾向にあります。高齢労働者の就労が一層進むと予測される中、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現が求められています。

本ガイドラインをご参照いただき、高齢労働者の雇用状況や業務内容等の実情に応じて、多様な取組の促進に努めてください。

詳細は、鹿児島労働局のウェブサイト https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen/2023-0906-7.html をご確認ください。



6 労働保険料等の適正な徴収

【労働保険料納付の口座振替】

(労働保険徴収室)

労働保険料の納付は口座振替が便利です。金融機関の窓口へ行く手間が解消され、納付忘れによる督促状・延滞金の心配がなくなります。

保険料引き落とし前にはハガキによる通知が届き、引き落とし結果も通知されます。また、手数料も発生しません。

●お問合せ先 労働保険徴収室 099-223-8276



詳細は厚生労働省のサイトをご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/hokenryou/index.html
労働保険 口座振替又は右記 URL・QR コードからインターネット検索してください。

【労働保険関係手続の電子申請】

(労働保険徴収室)

労働保険の成立、申告、名称・所在地変更等の申請は、電子申請が便利です。

労働局や監督署の窓口に出向く必要はなく、G ビズ ID を利用することで電子証明の添付なしで 24 時間いつでも手続きが可能です。



詳細は厚生労働省のウェブサイトをご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei.html

【労働保険の成立手続について】

(労働保険徴収室)

労働者を 1 人でも雇用している事業は、労働保険の成立手続を行わなければなりません。(常勤、パート、アルバイト等の名称や雇用形態は関係ありません。)

事業場の所在地を管轄する労働基準監督署及びハローワークで成立手続を行っておりますので、手続きを行っていない事業主の方は、速やかに成立手続を行ってください。



詳細は厚生労働省の HP をご確認ください。 <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/hoken/leaflet.html>

7 お問い合わせ先一覧

名称	電話番号	名称	電話番号
労働保険徴収室	099-223-8276	雇用環境・均等室（両立助成金等）	099-222-8446
		雇用環境・均等室（均等法等）	099-223-8239
監督課	099-223-8277	鹿児島労働局総合労働相談コーナー	099-223-8239
賃金室	099-223-8278	鹿児島総合労働相談コーナー	099-803-9640
健康安全課	099-223-8279	川内総合労働相談コーナー	0996-22-3225
労災補償課	099-223-8280	鹿屋総合労働相談コーナー	0994-43-3385
		加治木総合労働相談コーナー	0995-63-2035
		名瀬総合労働相談コーナー	0997-52-0574
職業安定課	099-219-8711	職業対策課	099-219-8712
雇用保険電子申請事務センター	099-214-8714	助成金 2 階相談・受付コーナー	099-219-5101
訓練課	099-219-8711	助成金 3 階相談・受付コーナー	099-219-8713
需給調整事業室	099-803-7111		
鹿児島労働基準監督署（方面）	099-214-9175	川内労働基準監督署	0996-22-3225
〃（安全衛生課）	099-803-9631	鹿屋労働基準監督署	0994-43-3385
〃（労災課）	099-803-9632	加治木労働基準監督署	0995-63-2035
		名瀬労働基準監督署	0997-52-0574
鹿児島公共職業安定所	099-250-6060	加世田公共職業安定所	0993-53-5111
熊毛出張所	0997-22-1318	伊集院公共職業安定所	099-273-3161
ワークプラザ天文館	099-223-8010	大隅公共職業安定所	099-482-1265
マザーズハローワークかごしま	099-223-2821	出水公共職業安定所	0996-62-0685
新卒応援ハローワーク	099-224-3433	名瀬公共職業安定所	0997-52-4611
川内公共職業安定所	0996-22-8609	徳之島分室	0997-82-1438
宮之城出張所	0996-53-0153	指宿公共職業安定所	0993-22-4135
鹿屋公共職業安定所	0994-42-4135		
国分公共職業安定所	0995-45-5311		
大口出張所	0995-22-8609		

厚生労働省

鹿児島労働局

鹿児島労働局ホームページはこちらから

